

横浜国立大学附属図書館所蔵資料の特別利用に関する内規

平成30年3月22日

附属図書館長裁定

改正 令和2年7月15日

令和6年11月28日

(趣旨)

第1条 この内規は、横浜国立大学附属図書館利用規則（平成16年規則第504号）第11条の規定に基づき、横浜国立大学附属図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料の展示並びに翻刻、覆刻及び掲載出版並びに放映での利用（以下「特別利用」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所蔵資料 図書館規則（平成16年規則第501号）第6条に定める図書館資料のうち公用帯出中の資料を除くものとする。
 - (2) 展示 所蔵資料を展示会等で展示することをいう。
 - (3) 翻刻及び覆刻出版 所蔵資料を底本として、撮影後の画像又は活字によって、所蔵資料の全体を刊行物（データベース等のサービス製品を含む。以下同じ。）として出版することをいう。
 - (4) 掲載出版 所蔵資料を撮影したものを新たな刊行物に掲載又は収録し出版することをいう。
 - (5) 放映 所蔵資料を撮影したものを映画、テレビジョン又はインターネット等を利用して公衆の視聴に供することをいう。
- 2 公用帯出中の図書館資料について、図書館利用規則第9条第2号に定める管理責任者の求めがあれば、前項第1号の定めにかかわらず、この内規を適用できるものとする。

(特別利用の許可)

第3条 特別利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、所蔵資料の利用にかかる諸権利（著作権、肖像権など）の処理を済ませた上で、次に掲げる書類を事前に図書館長（以下「館長」という。）に提出し、許可を得なければならない。

- (1) 特別利用許可願
 - (2) 権利処理が確認できる書面（様式不問）
 - (3) 展示、出版又は放映に関する企画書等（様式不問）
- 2 館長は、申請者の特別利用の目的が教育及び研究に寄与できると認めた場合に限り、申請者が次に掲げる事項を遵守することを条件として特別利用を許可するものとする。
- (1) 著作権、肖像権、プライバシー侵害等の問題が生じた場合は、申請者が一切の責任

を負うこと。

- (2) 当該資料が「横浜国立大学附属図書館」の所蔵であることを明示すること。
 - (3) 特別利用の許可を受けた刊行物（所蔵資料を撮影した場合には、撮影したデジタル画像を含む）及び所蔵資料の映像を収録した記録媒体を、出版等の後、速やかに図書館に1部寄附すること。
 - (4) 許可された目的以外の目的に使用しないこと。
 - (5) 当該許可を受けた特別利用の権利を、第三者に譲渡してはならないこと。
 - (6) 特別利用に係る一切の費用を負担すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか館長が必要と認める事項。
- 3 館長は、前項の規定により特別利用を許可した場合、特別利用許可書を申請者に交付するものとする。
- 4 館長は、申請者が第2項各号に掲げる事項に違反した場合は、許可を取り消すことができるものとする。

（原状回復）

第4条 申請者は、所蔵資料を汚損又は破損した場合は、館長の指示に従い、申請者の費用負担によって原状に回復しなければならない。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

（雑則）

第5条 この内規に定めるもののほか、特別利用について必要な事項は、館長が定める。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、令和2年7月15日から実施する。

附 則

この内規は、令和6年11月28日から実施する。